

長州藩歴史編纂事業史（其の五）

広 田 暢 久

九 古譜録の編纂

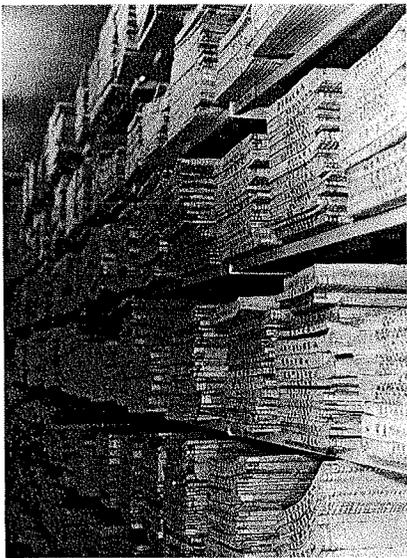
毛利家文庫二三項に「譜録」という部門があり、ここには毛利家臣団各家から提出された各家系図・伝来文書などが二八一二点ほど収録されていて、ここに一大文書群を形成している。毛利家文庫目録のこの「譜録」の解説には、次のように書かれている。

譜録は毛利一門六家と永代家老益田・福原両家並びに寄組・大組以下平士・細工人など二五九五家（現存分）に及ぶ藩士の系図・正統略譜・伝来の文書等を、藩令によって各家から録上したものの総称。享保年間編修の「閥閥録」について、元文・寛保・延享年間に録上させたもの（古譜録）と、明和・安永年間のもの（新譜録）とに大別されるが、家により享和・天保期に追加譜録として録上されたものもある。閥閥録にとりあげていない系図と

正統略譜を記載し、閥閥録に遺漏や除外の文書を収録しているなどの特色があり、互に参酌すべきである。（以下略）

右に述べられていることは、「譜録」が「閥閥録」について編纂され、「閥閥録」に収録されていない系図・当主の履歴・伝来文書を記載しているということであり、また、「譜録」には「古譜録」と「新譜録」と「追加譜録」の三種があることが述べられている。この「譜録」を考察するために、先ず解説文にみられる「閥閥録について」という「ついで」の内容を考えてみたい。

そのため、「譜録」はどのような構成になっているかを、いまいし立ち入って考察してみよう。解説では「藩士の系図・正統略譜・伝来文書等を、藩令によって各家から録上したものの総称」と述べている。「閥閥録」についてはこれまで二章で述べたように、毛利家家臣団各家から録上された文書集であり、この「譜録」も家臣団各家から録上されたという点ではまったく同様である。



書庫内の譜録

この両者を全体的な構成から見ると、「閥閥録」は家臣八〇二家分を二〇四冊に永田瀬兵衛が編纂したものであるが、「譜録」は二五九家分が二八二冊となっていて、一家一冊の原則が貫かれている。しかし伝来文書が大部ある家と、追加提出を命ぜられた奇組以上の家は一家で二冊以上になっている（この点では「閥閥録差出原本」と同様である）。内容的

にみると、「閥閥録」は伝来文書と当主名付立の二部門から構成されているが、「譜録」は系図・当主履歴・伝来文書の三部門から構成されている。

「譜録」を手にした時、先ず目につくものは最初に記載されている各家の系図である。始祖から現当主まで、朱線でその系統が示され、諱名だけでなく官位・通称・母名・妻名などが記入されている。旧家の場合、当主の数だけでも三十代にわたっている家もある。このような系図は、

「閥閥録」では見出すことはできない。次に記載されているのは当主の履歴であるが、これは当主の歴代にわたり、詳しく記載されている。これは「閥閥録」の略系が当主名のみ書上げていた簡略なものであったのに対し、比較にならぬ程詳細なものである。最後に伝来文書であるが、これは「閥閥録」にも多くの文書が登載されているけれど、それら既載のものは省略され、原則として未載の文書を収載している。そこで、両者の収載文書の比較表を下に掲げてみる。

				計
				5
				4
				計
				4
				10
毛利輝元	毛利秀就	毛利宗広	毛利家老連署	計
19	1			34
1		1	3	5

吉見氏	足利將軍	畠山氏				計
5	1					10
8(1)	4	1				28(4)
毛利輝元	毛利秀就	毛利家老連署	大内氏	大内奉行	朝廷	計
8	1		4	1		20
2(2)	2(1)	11	5(4)	1(1)	1	23(8)
毛利綱広	毛利吉就	毛利吉元	毛利家老連署	朝廷		計
	1	1	1	2		21
1		2	22			29(1)

下記の二つの表は共に伝来文書の閥閥録と譜録に収載されている文書の比較表である。表1のものは重複文書がなく、表2の方は重複文書のある家である。表1の三家について両書に収載されている文書の違いをいえば、閥閥録に収載されている文書は古い時代の文書であり、譜録に収載されているものは新しい時代のものであるといえよう。譜録に収載されているものはほぼ慶長以降の藩政時代の文書類ばかりであることは、毛利家家老の連署状の多いことでも判明する。

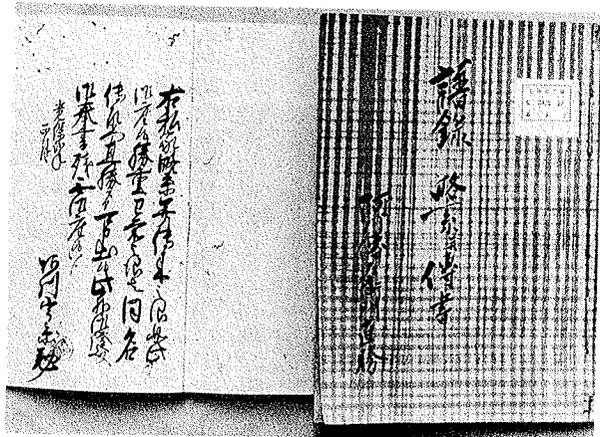
それに較べて、表2の三家は少し違っている。例えば赤木家のものをよくみると、吉見家書状や足利將軍書状のように、毛利家以外から受領した文書を「譜録」ではかなり収載していることである。厚母家の場

表1 伝来文書比較表(1)

文書名	家 臣 名	毛利秀就	池田家老	毛利家老書状	毛利家老連署
閥 閥 録	阿川伝左衛門	3	1	1	
譜 録	〃				4
文書名	家 臣 名	毛利輝元	毛利秀就	毛利家老書状	毛利家老連署
閥 閥 録	青木作右衛門(父)	2	2		
譜 録	青木七郎兵衛(子)			3	7
文書名	家 臣 名	毛利弘元	毛利興元	毛利元就	小早川隆景
閥 閥 録	赤川 勘解由(父)	1	1	10	2
譜 録	赤川仁右衛門(子)				

表2 伝来文書比較表(2) ()内の数字は重複数

文書名	家 臣 名	毛利元就	吉川元春	毛利輝元	家老連署
閥 閥 録	赤木九郎左衛門(父)	2	1	1	
譜 録	赤木太郎左衛門(子)	3(2)		2(1)	10
文書名	家 臣 名	毛利元就	毛利隆元	小早川隆景	吉川元春
閥 閥 録	厚母 七郎兵衛	3	1	1	1
譜 録	〃			1	
文書名	家 臣 名	毛利元就	毛利隆元	毛利隆元	毛利秀就
閥 閥 録	粟 屋 帯 刀	2	4	5	5
譜 録	〃			2(1)	2



譜録の表紙(右)と末尾(左)

合は、「閥閥録」では収載されていない朝廷からの文書を収載している。この違いは、「閥閥録」編纂時、単なる報告もれとなった文書を「譜録」は記載しているとだけはいきれないものである^①。

これまで第二章「閥閥録の編纂」で述べたように、「閥閥録」は永田瀬兵衛が毛利家の「正史」を編纂するため、その参考史料集として家臣各家から提出させた文書集であった。従って、家臣各家から提出された文書は、御当家(毛利家)発給の文書が主体であった。そのことは、永田瀬兵衛に指示された文書に「御代々御判物」「御先祖様被下置候御感状御証文等」とあるように、毛利家発給文書に限ることがはっきりと明示されている。このように編纂目的が明示されている「閥閥録」と違い、「譜録」の場合はその編纂目的がはっきりしない。なぜなら、「閥閥録」のように編纂に係る法令や指示事項が何一つ残されていないからである。残されているのは二五九五家、二八一二点に達する一大文書群だけである。

しかし、「譜録」には「閥閥録差出原本」と同様に、各冊の巻末に提出者自身による提出理由書と年月日氏名花押がみられる。ではこの提出理由書をいまま少し立ち入ってみよう。「譜録」は系図・当主履歴・伝来文書の順で記載され、最後に次のような署名花押がある。

右私家略系等伝来之趣如斯御座候、此外格別之御奉書御証文等所持不仕候、以上

長州藩歴史編纂事業史(其の五) (広田)

右に書かれていることは、「私の家の略系図と伝来文書はこの通りである。この外には奉書や証書類は所持していない」と述べており、今回の文書調査に秘匿残書のないことを申し述べている。このような様式は全体の九割九分に当る文書に共通していることである。しかしながら、例外的には次のようなものもある。

一 私儀先年土原十日市へ住居候処、隣家茂兵衛と申足輕者宅より出火二而類焼、御奉書系図等焼失仕、兩度類焼故、貞久以前之儀相知不申候

右私家略系如斯御座候、以上

元文四未五月

青水正左衛門(花押)^③

右で青水正左衛門が申し出ていることは、「私は前々から土原の十日市へ住居していた。ところが隣家の足輕茂兵衛宅より出火し、私の家も類焼にあつたので、伝来文書や系図等を焼失した。この類焼は二度目であつたので、貞久(祖父)以前のこととは不明である」と述べている。

このような提出理由書から指摘できることは、第一に「譜録」は「閥閥録」の続編であるということである。このことが毛利家文庫目録「譜録」の解説文にいう「閥閥録について」ということである。しかしながら、「譜録」は単なる続編ではなく、家臣団各家の系図を登録していることから判明するように、各家の家系を明示することが目的であつたと考えられる。従つて、他家発給文書を多く収録したのはこのためであつたと考えられる。そのため、「閥閥録」に登載されている伝来文書は、「譜録」では再収録しないことが原則であつた。しかし、再収録例がまみられるのは、前回の提出記録の不備による報告者の過誤、又は代替りによる点検不備による重複と考えられる。第二は、「譜録」は

家臣団各家伝来文書の悉皆報告であるという点である。「譜録」の場合、それを提出させた時の布達類が見当たらないので断言をはばかる点もあるが、「譜録」に収録されている伝来文書を検討する限り、悉皆調査報告書といつてよいであろう。そのため、家臣団各家を調査する場合、「譜録」の解説文にみられるように「閥閥録に遺漏や除外の文書を収録しているなどの特色があり、互に参酌すべきである」ということばが生きてくるのである。

では、「譜録」は誰が編纂したのであるか。毛利家文庫に「秘局官員録^④」という記録があり、次のように書かれている。

諸家譜録書出 元文五年被仰出 古之分 延享二年差上 坂次郎右衛門時連

諸家譜録書出掛 明和三年差上 新之分 安部吉左衛門和貞

寄組以上譜録追加書出掛 享和元年酉十二月差上 中山又八郎恒之

佐世八十郎如章

本章の冒頭で引用した「譜録」解説文にみられるように、「譜録」の提出年次は元文と延享年間の「古譜録」と、明和と安永年間の「新譜録」、さらに享和と天保年間の「追加譜録」に分けられる。右の「秘局官員録」で判明することとは、「古譜録」の編纂者が坂次郎右衛門時連と安部吉左衛門和貞の両名であり、「新譜録」が中山又八郎恒之、「追加譜録」が佐世八十郎如章であることが分る。「新譜録」以降のことは次章で考えるので、ここでは坂次郎右衛門と安部吉左衛門の両名を考えてみよう。

坂次郎右衛門のことについては、坂家の「譜録」が作成されたのではあるが、現在まで残存せず散逸したのでよく分らない。しかし、元文四年(一七五五)の「無絵帳」^⑤に、「御扶持方式人四石九斗、元文四未五十五才、坂二郎右衛門」と

記載されている。このことから、給地を持たない下級士であったことが分り、「譜録」の編纂を命ぜられた翌元文五年は五六歳であり、「古譜録」の完成した延享二年(一七四四)には六一歳になったであろうことが分る。

いま一人の安部吉左衛門家は「譜録」が現存し、系図・当主の履歴が記載されているので、その家系は判明する。これによると、安部家の祖先は古くは奥州に居住する安部宗任であったが、源義家の奥州討伐の際降参して家来となり、後に肥前に下向して松浦に住して松浦氏とも号した。さらに吉見氏に仕えて石州に住し、朝鮮役には吉見広行に従って功績があつたが、吉見氏断絶の後浪人となった。延宝七年(一六七九)当主春貞が毛利綱広に召抱えられて寺社組に加えられ、以来連歌師として五人扶持を与えられたとある。前述の「無給帳」には「扶持高五人米拾俵、外銀五百目、元文四末四十五才、連歌師、阿部吉左衛門、嫡子亀治」と記載されている。この連歌師という家職から、安部家が国文学に関する専門の家筋であることが分り、無給の五人扶持ということから坂家と同様の下級士であることも判明する。さらに、元文四年に四五歳であることから、安部吉左衛門は坂次郎左衛門より十歳程歳下であり、「古譜録」開始の歳は四十六歳の働き盛りであつて、五一歳の時にこれは完成する。この兩名に共通していえることは、史臣であつた永田瀬兵衛には及ばないとしても、伝来文書に関する深い知識を有していただであろうことが推定される。次になぜ「譜録」の編纂事業は一貫して実施されず、「古譜録」「新譜録」「追加譜録」というように、三期に分散して実施されたのであろうか。同一事業であるなら、できる限り継続実施することが望ましいことであつたに違いないと思われるのに、中断期間が生じたのはなぜであらうか。この疑問を解く鍵は、毛利家文庫「御意口上控」の次の文に見出すことができる。

(其の一)

今度重御儉約二付段々僉儀之上、御国方江戸方共ニ定役之外、於于時之儀は一切今日より来秋迄ハ御止させ、延引被仰付候故、御手前御用筋之儀も其通被仰付候条、可被得其意候、以上

(延享二)

四月朔日

坂二郎右衛門殿

阿部吉左衛門殿

(宛名六名略)

(当役)

榎 遠江^⑥

(其の二)

覚

(マ、マ)

普録方物書

山県 左内

佐方 幸助

(略)

右此度重御儉約二付段々御沙汰之上、御国方江戸方共定役之外暫役之儀は、明朔日より一切御引せ、調掛り之御用筋も来秋迄延引被仰付候二付、於江戸も右之通御引せ被成候条、此趣を以、銘々江可被仰渡候前ニ有之、付立之内御陣僧四人之儀は御引せ候段、於此方御陣僧番頭江致沙汰相済候、以上^⑦

三月晦日

(其の一)に書いてあることは、「今度藩財政の困難さから財政再建のため協議した結果、国元方・江戸方共に定役(常備の役座)以外の臨時の役座は、その業務を今日から向う半年間中止することになった。このことは主君のお

考えであるから、臨時役座の者はそのむねをよく心得て従うように」と述べられている。この通達は当役榎本遠江から坂二郎右衛門・阿部吉左衛門宛に出されている。(其の二)は譜録の「物書」という写生字と考えられる山県左内・佐方幸助に出されたもので、(其の一)と同様のことを申し渡したものである。

右のことから、延享二年(七四四)に藩財政再建のため、臨時的な役座の業務がすべて中断したことが分る。藩財政窮乏の原因は、享保年中から延享元年まで、毎年のように襲来した台風による洪水被害のためと考えられる。防長文化史年表によると、寛保三年(七四三)の被害高は一三万余石、翌延享元年(七四四)は被害高一二万余石となっている。このため、「譜録」の編纂事業を継続実施することができず、既に提出されていたものだけをとりまとめ、「古譜録」として編纂したと考えられる。

- 註①「譜」とは系図のことであり、「譜録」とは系図をまとめたものということである。「閥閥録」は家の品位、家の手柄をまとめたものということであって、それが主君に対する品位・手柄である。それとは異なり、「譜録」ということは一般的な家の系図のとりまとめと考えてよいだろう。
- ② 毛利家文庫二三譜録あ一〇一番「有福九郎右衛門直房」。
 - ③ 毛利家文庫二三譜録あ二五番「青木正左衛門貞時」。
 - ④ 毛利家文庫一〇諸役二一番「秘局官員録」。
 - ⑤ 毛利家文庫五二給禄八一番(六の四)「無絵帳」。
 - ⑥⑦ 毛利家文庫三八御意控六番(一三の七)「御意口上控」。



譜録系図

十 密用方の設置と新譜録編纂(一)

毛利家の主要事項をとりまとめた「もりのしげり」^①によると、密用方の設置は「宝暦十三年二月」と記され、その業務は「藩府ノ顧問ニシテ、廉アル典古或ハ儀式又ハ侯家ノ系図譜録等ノ取調ヲ司ル役ナリ」とある。また、諸家譜録書出掛は「元文五年」(七四〇)に創設され、「延宝二年古譜録差出、明和三年新譜録差出」と記載されている。従って、密用方の設置がこの記載どおり宝暦十三年(七六三)とすれば、その年は藩政上では先年行われた宝暦検地の増石による撫育仕法^②の実施された年である。文化事業である「譜録」の編纂事業は、「古譜録」が財政事情で凍結され、「新譜録」には未だ着手していない中断状態の期間である。このような時、密用方のような「典古・儀式・系図」を取り扱う文化機関が果して設立されたのであろうか。

前章で紹介した「秘局官員録」^③によると、「新譜録」は中山又八郎恒之が編纂している。この中山又八郎の役務日誌が毛利家文庫中に「御密用所御右筆中山又八郎日乗」^④として残されている。この日誌によると、中山又八郎は明和元年(七四四)大記録方に任命され、支藩毛利家の系図を調査したり、毛利元就の年譜や軍記について調べている。しかし翌明和二年三月一日に、次のように記している。

一日於上御用所、梨羽頼母殿^{江云}被申渡候、去年より段々苦勞仕候由御聞届被申候、於御留守も記録^{譜録}其外高須平七方被仰付候御用筋所勤可仕候、尤委曲之儀は彼方より伝可有之候間、何分



山中又八郎日乗

申談候様二との御事

一 右畢而高須平七殿出頭兼後 相對仕、右之趣にて候所ニ、何分御発駕以後被仰付之趣も聞へ可申候而、其内は先休息仕候様二との事ニ付、今日二而御城大記録方出勤相澄候事

この記事には次のように書かれている。

(一) 今日、上御用所にて当役梨羽頼母殿から「昨年からの勤務はご苦勞であつた。このことは殿様もよく知つておられる。今度殿様は江戸へ行かれるが、その留守の間「譜録編纂」をしてもらうことになつた。その業務については高須平七に命じてあるので、具体的なことは平七からきいた上、平七とよく相談しながら業務を進めるように」と申し渡された。

(二) そこで裏判役高須平七殿と会い、右のことを話したところ、「新業務に従事するのは殿様が萩をご出発になつたあとのことであるから、それまでは休暇をとるように」と申されたので、城内の大記録方へ出勤するのも今日限りということになつた。

右の記事中、注目すべき点が二点ある。第一点は中山又八郎が最高上司である当役梨羽頼母に呼ばれ、譜録方へ転役を命ぜられたことである。第二点は新上司である家老の高須平七から休暇を与えられたことである。これらのことは、中山又八郎の転役がかなりの拔擢人事であつたことを推察させるだけでなく、中断していた譜録方の再開を意味している。

休暇をとつた中山又八郎の日記は、休暇明けの二十日から書き継がれ、同月二十一日に次のように書いている。

一九ツ前御蔵本江罷出候上、御寄合相澄候而三宅忠藏方誘引候而御座敷罷出候処ニ、当御発駕前ニも被仰付候様

二、弥以御留守中御用被仰付候間、委細之儀は高須平七より追々差操可有之候、役所之儀も兩人役粟屋六郎左衛門
奈古屋九郎左衛門へ相談仕、於御蔵本御用相調候様ニと、平七殿一座候而、内匠殿御当職
広定被仰渡候、左候而平七殿左之通書付被相渡、追々可申談候由演説有之、書手平八嫡子倉増平藏を差出候様ニと内匠殿江内伺有之、此段拙者より兩人所迄申出候由被申聞候、早速御請申上退座仕候事

此度御発駕前御沙汰相成候通、御留守中御用被仰付候、左候得は日々於御蔵本御用可被相調候、役所之儀御密用物取惱之儀ニ付、吟味其締り等宜様ニ可被相調候間、御蔵本乞合可被遂其節候

右のことは次のように書いてある。

一 正午前に御蔵本^⑥に出頭し、寄合の終つた三宅忠藏をさそつて御座敷に参上した。そこへは当職毛利内匠殿・高須平七殿その他職座の方々がおられた。当職毛利殿から「殿様の発駕前に申し渡した通り、殿の留守中は特別の用事(譜録編纂)を申し付けるので、具体的なことは高須平七から追々差図があるであろう。執務室については御蔵本役兩人に命じてあるので、御蔵本管理下の部屋を都合するつもりである」と申し渡された。次いで高須平七殿から任命書が手渡され、高須殿から「必要なことは追々話すが、差し当つて譜録の書記として倉増平藏を採用してよいと当職の内諾を得ているので、私(山中又八郎)から御蔵本役に願ひ出るように」と指示を受けて退座した。

任命書には「殿様発駕前の沙汰の通り、御留守中は特別の用務を命ずる。従つて、毎日御蔵本でその用務に励むようにせよ。役所は「密用物取惱」(譜録取調所)であるからその業務が遂行できるように、御蔵本の一室を与へるのでその件については御蔵本兩人役と相談せよ」と書かれていた。

右の記事中で注目すべきことは、任命書の中に「役所之儀」と「密用物取惱之儀」とあることである。この密用方

の役所の新設が「密用方の設置」であることは、この任命書を読めば明白であると考えてよいであろう。従って、密用方の設置は「ものりしげり」にある宝暦十三年ではなく、明和二年(七五)三月二十一日と断定できるのである。このため同日、御蔵本兩人役から取りあえず御寄合の間の使用が許可され、御用箱三つ、勘文櫃一つ、長持一つ、机二つ炭などが支給されて執務できる態勢となった。そうして、廿三日の日記には次のように書かれている。

一 御宝蔵頭人より左之通申越二付、及返答候事

半紙続手紙

八組方より譜録来ル廿四日廿五日兩日之内、各相障之儀も無之候ハ、可差出と申来候、貴様御出勤被成候ハ、御宝蔵役所迄差出候様ニ返答可任候、右為御乞合如是御座候、何分御答被仰下候様ニ存候、以上

三月廿二日

中山又八郎様

態谷彦右衛門

藤井九郎右衛門



中山又八郎日乗 明和2年3月23日

白紙手紙
八組方より譜録来ル廿四日廿日兩日之内、各様御障無之候ハ、差出度由申来候付、御乞合之趣承知候、廿四日は御蔵本御用二付難欠候、廿五日之儀は差操作、其御役所迄四ツ時分出勤可申候間、其御方次第八組証人所御答可被成候、若々趣も有之、廿五日不被為相成儀御座候ハ、早々

被仰聞度存候、為御答如是御座候、以上

三月廿三日

(追伸略)

態谷彦右衛門様

藤井九郎右衛門様

姓 名

右の手紙には次のように書いてある。

一 御宝蔵の頭人から、左の通りの問い合せがあり、回答をした。

(半紙を継ぎたした手紙)

八組方から、来ル二十四五の両日のうち、御宝蔵方における支障がないようなら、譜録の提出を行いたいの連絡を受けた。そのため、貴様(中山又八郎)が御出勤になる予定日なら、立会のため御宝蔵役所まで来てほしい。そのことを照会いたしますので、どうかご回答下さい。

三月二十二日

中山又八郎様

(差出人、御宝蔵方)

態谷彦右衛門

藤井九郎右衛門

(白紙に書いた手紙)

八組方から、来る二十四五の両日のうち、御宝蔵方における支障がないようなら、譜録の提出を行いたいの照会の旨、確かにききました。然しながら、二十四日は御蔵本での用務があり、それを休むわけにはいきません。然し

二十五日はなんとか都合をつけ、御宝蔵方役所まで十時頃参上しますので、そちらのご都合がよいなら、八組方にその旨ご回答下さい。もしかして都合が悪く、二十五日にそのことができない場合は、できるだけ早くこちらへご連絡下さいますよう、ご返事を兼ねてお願い申し上げます。

態谷彦右衛門様

藤井九郎右衛門様

姓 名
〔中山又八郎〕

右の往復書状から判明することは、この頃(明和二)すでに「新譜録」が提出中であり、八組方の組頭がそれらをとりとまとめ、御宝蔵方に納本するという仕組である。現存「新譜録」の年号を調べてみると、明和二年(七五)が最も多く、次いで三年四年の順となっている。まれに明和元年のものもあることから、「新譜録」の提出は明和元年から四年にかけて行われたと考えられる。中山又八郎が納本時に立会人となった理由は、彼が密用方頭人であり、「譜録」編纂の責任者であることから、納本時の実態を熟知する必要があるためであろう。

翌三月二十四日の中山又八郎の日誌には、御宝蔵方から「譜録」を借り出す手続き、参考書である「閥閥録」を大御納戸方から借用する方法について、御蔵本役人と打ち合せを行っている。密用方役所は、頭人である中山又八郎と部下一人の小さな組織ではあるが、今後全力を上げて「新譜録」編纂に取り組むことになる。

註

- ① 毛利家記録課長時山弥八編著。「もりのしげり」は毛利家の繁栄の意。毛利系図その他五四項収載。東京真興社印 刷所発行非売品。昭和四四年下関赤間関書房複製出版。
- ② 中興の藩主といわれる毛利重就の実施した事業。宝暦検地による増石を特別会計とし、新田開発に投資する。

- ③ 毛利家文庫一九日記一四番「御密用所御右筆中山又八郎日乗」。
- ④ 宝暦十三年から始まる大記録を編纂する役所。これについては後述の予定である。
- ⑤ 毛利家文庫五二給禄五一番(二二二二)「分限帳」の記載によると、明和二年に彼の歳は二六歳である。このような青年が密用方の責任者に任命されたのであるから、私はかなり前の抜擢人事と考えている。
- ⑥ 年貢米や藩会計を運営する役所。藩の大蔵省に当る。